架空請求

心当たりのない請求は無視!



出典:独立行政法人国民生活センター

事例1

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれ たハガキが届き、電話をしたら弁護士を名乗る者を紹介 された。指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて取り 下げ料10万円を支払った。(60歳代/女性)

事例2

大手通販会社の名前でSMSが届き、身に覚えがなかっ たが、連絡しないと法的措置を取るとあったので電話を したら、未納サイト料金を請求された。19万円、さら に50万円分のプリペイドカードを購入し、番号を伝 えて支払った。(60歳代/男性)

架空請求の請求手段は、電話、封書、ハガキ、メール、SMSなどさまざまです。実在の事業者名をかたって本物と 思わせたり、法的措置を取るなどと記載をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。架空請求は消費者 の情報を完全に特定して送られているわけではありません。連絡してしまうと個人情報が知られ、その情報を元に さらに金銭を要求される可能性があります。未納料金を請求されても心当たりがなければ決して相手に連絡しては いけません。

少しでもおかしいと感じたり、トラブルに遭ったら早めに相談してください。専門の相談員が相談に応じます 消費生活センター 🗗 (24)8194

